

1. 第3次総合計画における施策の体系

目指す都市像 (政策)	番号	7	名称	快適な生活を育むまち		
施策	番号	1	名称	計画的な土地利用の推進		
主担当部	総合政策部		主担当課	地域創造課	部長名	福西 克行
関係部	まちづくり部		関係課	建築指導課		

2. 施策の基本方針(第3次総合計画の基本方針をもとに記入する)

この施策の目的	市民の快適な生活を育むまちづくりのため、豊かな歴史・自然環境に恵まれた美しい風景の保全と良好な都市環境の形成ができるような規制・誘導等を行い、計画的な土地利用の推進を目的とする。
---------	---

3. 施策の現状分析(第3次総合計画の現状と課題をもとに記入する)

この施策の概況	この施策に対する市民ニーズなど、 具体的な事項について	社会環境や国・県の動向など、 施策を取り巻く環境について
	市の都市計画の基本方針である都市計画マスタープランに基づき、総合的なまちづくりを進めているが、今後も市民と行政が協働し、都市基盤等を整備していく必要がある。	奈良県において平成12年をピークに人口減少へと転じ、少子高齢化など経験したことのない社会情勢を迎えていることから、都市の活力や地域コミュニティが弱まる等の大きな影響が現れることが懸念される。
これまでの成果	昭和45年12月当初線引き決定、以後5回区域区分・用途地域見直し(最終平成23年5月見直し) 平成12年4月都市計画マスタープラン策定、平成21年3月都市計画マスタープラン見直し 平成4年近鉄八木駅南地区地区計画決定、以後、北妙法寺地区ほか7地区地区計画決定	

4. 指標及びコストの推移

	名称及び単位等	27年度	28年度		29年度 (総計目標年度)	備考欄	
		実績	目標	実績	目標		
指標の推移	施策指標① (成果指標)	9	10	9	11		
	施策指標② (成果指標)						
	施策指標③ (成果指標)						
	施策指標④ (成果指標)						
	施策指標⑤ (成果指標)						
コストの推移 (単位:千円)	財源の内訳	決算	当初予算	決算	当初予算		
	歳出 (直接事業費)(a)	8,110	2,598	3,312	5,932		
	歳入 (b)	受益者負担額	485	358	351		358
		受益者負担額以外の歳入(補助金等)	1,964	35	104		35
	(a)-(b)=一般財源		5,661	2,205	2,857		5,539
	正職員	従事者数 (単位:人)	4.00	4.90	4.90		4.65
		人件費(c)	23,212	27,964	27,964		26,538
トータルコスト (a)+(c)		31,322	30,562	31,276	32,470		

5. 施策の評価

有効性の評価	この施策の 成果の達成度はどうか	1	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い
	成果向上の 可能性はどうか	2	1 十分ある	2 ある程度ある	3 あまりない	4 ない
	説明	本市の長期的な都市計画やまちづくりの方針を示す都市計画マスタープランの見直しを行い、それに基づく「用途地域」、「高度地区」等の地域地区の変更見直しを行っている。また、地区の特性に応じたまちづくりのルールを地域住民が主体的に定める地区計画制度を推進している。これらにより将来にわたって無秩序な土地利用とならないよう規制・誘導をしていく。				
	市政全般に対する 貢献度はどうか	1	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い
	説明	都市計画マスタープランに基づく地域区分を設定し、適正な土地利用を規制・誘導することで、本市固有の歴史・自然環境等を保全しつつ、市民が安心して暮らすことができる生活環境の確保と奈良県の中核的な拠点都市として発展に繋がると考えられるので、市政に対する貢献度は高い。				

6. 施策の課題

この施策の課題	限られた財源の中で、社会環境の変化や多様化・高度化する市民ニーズに適切に対応し、より良いまちづくりと豊かな市民生活の実現を図っていくためには、市民と行政がそれぞれ適切な役割を担っていく必要がある。今後は、地域住民が主体的に考えて行動・実践する「協働のまちづくり」を拡大できるかどうか重要な課題である。
---------	--

7. 次年度以降の施策の方向性

総合評価 1次評価	次年度以降の方向性	1	1 強化する	2 維持する	3 縮小する
	説明	引き続き、都市計画マスタープランに基づき、地域地区の見直しや地区計画制度の活用を行い、住環境の維持・保全や沿道サービス業や工場等の誘致を図るための施策を展開する。			
総合評価 2次評価	次年度以降の方向性		1 強化する	2 維持する	3 縮小する
	説明				

8. 構成事業の方向性（それぞれの事務事業における今後の最適手段を検証する）

1次評価	説明	生産緑地事業、都市計画法等運用事業及び開発指導事業については、法令等に基づき審査・許可等を行うものであるが、定期的に見直しを行いながら継続していく。 都市計画決定・変更事業については、社会環境の変化や多様化・高度化する市民ニーズに適切に対応し、橿原市の都市計画やまちづくりの将来指針を示していくため、拡大していく。
2次評価	説明	

9. 施策を構成するそれぞれの事務事業の評価

※下記評価の解説

- ・貢献度—事務事業評価の結果をもとに、この施策での貢献度(重要度)を絶対評価で示しています。
(a: 不可欠かつ施策の中核をなす事業、b: 不可欠な事業、c: 不可欠ではないが実施が望ましい事業、d: あまり有効ではない事業)
- ・方向性—事務事業評価の結果をもとに、この施策からみた各事務事業の今後の方向性を絶対評価で示しています。
(拡大する、見直しながらかける、縮小する、廃止又は休止する、完了する)
- ・優先度(ソフト事業(任意)のみ)—施策内での事務事業の優先度を相対評価で示しています。
(優先度が高い順に A、B、C、D)

		この施策に関連する事務事業評価の内容(評価内容の転記)		施策評価			戦 略	大 綱
NO.	課名、事務事業名 及び事業種別	事業の内容	事業の方向性及び H28決算額	貢 献 度	方 向 性	優 先 度 (ソフト任意)		
1	地域創造課 生産緑地事業 (ソフト(義務))	生産緑地地区として都市計画決定された農地等を適正に管理するように所有者に助言や、土地の交換の斡旋を行う。また、買取の申出(農業従事者の死亡等により農業従事が不可能となった場合)があれば定められた手続き(照会、斡旋、都市計画審議会)を行い、生産緑地地区の都市計画の変更を行う。	2 現状のまま継続 242 (千円)	b	見直しながらかける			
	2	地域創造課 都市計画決定・変更事業 (ソフト(義務))	都市計画法に基づき、区域区分、用途地域、高度地区、防火・準防火地域や道路、公園、下水道等の都市施設などの都市計画決定・変更について、法定手続きを経て都市計画審議会に諮り、都市計画決定を行う。	1 拡大する 1,067 (千円)	a	拡大する		
3	地域創造課 都市計画法等運用事業 (ソフト(義務))	都市計画法第53条、第58条の2の規定に基づく許可申請書の受付、審査、許可を行い、都市計画に関する各種証明・明示を行う。 路外駐車場の届出について、構造、設置の基準、管理方法を審査する。 公有地の拡大の推進に関する法律の届出(又は申出)対象の土地取引について、買取りの協議を行う地方公共団体等の有無を届出者(申出者)に通知する。 国土利用計画法の届出を受理、審査し、意見書を付して県へ送付する。	2 現状のまま継続 1,965 (千円)	b	見直しながらかける			
	4	建築指導課 開発指導事業 (ソフト(義務))	檀原市開発指導要綱及び開発許可制度等に関する審査基準集(奈良県土木部)に基づき開発行為が適合しているか審査し、公共施設について関係部局と事前協議を行い協定書の締結を行う。また、都市計画法に基づく開発許可が必要な場合は奈良県への経由を行う。工事完了後、事前協議のとおり施工されているかの確認を行う。	2 現状のまま継続 38 (千円)	b	見直しながらかける		

事務事業評価表(平成28年度実施事業対象)

(作成日:平成29年5月28日)

事業の種類を選択してください。⇒ (ソフト(義務)) 事業											
P L A N 計 画	事務事業名	生産緑地事業									
	担当部名	総合政策部		担当課名	地域創造課		課長名	若森 睦司			
	総合計画の位置付け	目指す都市像(政策)	7	快適な生活を育むまち							
		施策	1	計画的な土地利用の推進							
	総合戦略の位置付け	基本目標									
		基本的方向									
	行革大綱の位置付け	重点項目									
		項目									
		改革名									
	予算事業名	都市計画総合管理費									
事業の開始年度	平成	4	年度	事業の終了予定年度	平成	年度					
対象	生産緑地地区			事業の内容説明	生産緑地地区として都市計画決定された農地等を適正に管理するように所有者に助言や土地の交換の斡旋を行う。また、買取の申出(農業従事者の死亡等により農業従事が不可能となった場合)があれば定められた手続き(照会、斡旋、都市計画審議会)を行い、生産緑地地区の都市計画の変更を行う。						
事業の目的	生産緑地地区がもつ緑地・防災・環境などの優れた多面的機能を適正に保全し、市街地における良好な都市環境の形成に努める。										
妥当性評価	なぜ市が関与しているのか	1 公共性や収益性の観点から、市が関与すべき事業									
		2 市の関与について見直す余地のある事業(民間に事業の一部又は全部を委ねる余地のあるものや、住民ニーズが低下している等、社会情勢の変化によるものなど)									
市の関与の必要性を評価してください	説明										
	やめた場合の影響は	1 非常に大きい	2 やや大きい	3 克服できる範囲内	4 ほとんど無い						
D O 実 施	指標の推移	名称及び単位等			27年度	28年度		29年度(総計目標)	30年度	31年度	
	成果指標				実績	計画	実績	見込み	見込み	見込み	
	活動指標①	年間買取申出処理件数(件)			15	15	13	15	15	15	
	活動指標②										
	コストの推移 (単位:千円)	財源の内訳			決算	当初予算	決算	当初予算			
		歳出(直接事業費)(a)			81	231	242	310			
		歳入(b)	受益者負担額			18	24	19			24
			受益者負担額以外の歳入(補助金等)								
		(a) - (b) = 一般財源			63	207	223	286			
		正職員	従事者数(単位:人)			0.50	0.90	0.90			0.70
人件費(c)			2,902	5,136	5,136	3,995					
トータルコスト(a)+(c)			2,983	5,367	5,378	4,305					
単位当たりコスト	計算式等 ()/()										
備考											

CHECK	有効性評価	現時点での成果について	2	1 十分な成果が出ている	2 概ね十分な成果が出ている	3 現時点では十分な成果が出ていない	4 成果がほとんど無く、大幅な改善が必要			
		説明	生産緑地地区は、一定の行為が制限されており、本来の緑地機能の確保ができています。							
	現時点での有効性を評価してください	上位施策への貢献度はどうか	2	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い			
		説明	都市計画マスタープラン等の上位計画と整合を図り、良好なまちなみ(景観)が保全されている。							
評価	効率性評価 内容や手法を見直すことにより、コストや時間の低減が可能か評価してください	1	1 効率性が高く、これ以上の改善は見込めない	2 効率性が高いが、さらに改善できる余地はある	3 効率性が低く、改善が必要	4 効率性が低い、改善が見込めない				
		説明	生産緑地の買取申出の処理期間は3ヶ月と法で決まっており、処理期間を短縮することはできない。また、照会先等を減らすことができないので、コストを低減することはできない。							
ACTION	この事業について、今後、具体的にどうすることにより、どんな効果が期待できるか記入してください。		買取申出に対して、1ヶ月で回答する必要があるので、庁内の照会はグループウェアを利用し、資料作成と照会手間を省略している。行為制限を解除した生産緑地は、都市計画審議会(常務委員会を含む)を行い、速やかに生産緑地地区の変更を行う。							
	修正行動	この事業の今後の方向性を、費用面も含めて記入してください	2	1 拡大する	2 現状のまま継続	3 縮小する			課内優先度	
説明			4 廃止又は休止する 5 完了する 法に基づいた手続きであることから現状の方法以外は難しい。							

事務事業評価表(平成28年度実施事業対象)

(作成日:平成29年5月28日)

事業の種類を選択してください。⇒		(ソフト(義務))		事業							
P L A N 計 画	事務事業名	都市計画決定・変更事業									
	担当部名	総合政策部	担当課名	地域創造課	課長名	若森 睦司					
	総合計画の位置付け	目指す都市像(政策)	7	快適な生活を育むまち							
		施策	1	計画的な土地利用の推進							
	総合戦略の位置付け	基本目標									
		基本的方向									
	行革大綱の位置付け	重点項目									
		項目									
		改革名									
	予算事業名	報酬給与費、都市計画総合管理費									
事業の開始年度	昭和	45	年度	事業の終了予定年度	平成	年度					
対象	都市計画及び都市計画施設等		事業の内容説明	都市計画法に基づき、区域区分、用途地域、高度地区、防火・準防火地域や道路、公園、下水道等の都市施設などの都市計画決定・変更について、法定手続きを経て都市計画審議会に諮り、都市計画決定を行う。							
事業の目的	都市計画の立案や見直しにより、市の発展と秩序ある整備を行う。										
妥当性評価	なぜ市が関与しているのか	1 公共性や収益性の観点から、市が関与すべき事業									
		2 市の関与について見直す余地のある事業(民間に事業の一部又は全部を委ねる余地のあるものや、住民ニーズが低下している等、社会情勢の変化によるものなど)									
市の関与の必要性を評価してください	やめた場合の影響は	1 非常に大きい		2 やや大きい		3 克服できる範囲内		4 ほとんど無い			
		説明									
D O 実 施	指標の推移	名称及び単位等			27年度	28年度		29年度(総計目標)	30年度	31年度	
					実績	計画	実績	見込み	見込み	見込み	
	成果指標	都市計画決定・変更の告示数(回)			3	3	2	3	3	3	
	活動指標①	都市計画審議会(常務委員会含む)開催数(回)			2	3	2	3	3	3	
	活動指標②										
	コストの推移 (単位:千円)	財源の内訳			決算	当初予算	決算	当初予算			
		歳出(直接事業費)(a)			6,305	1,111	1,067	3,344			
		歳入(b)	受益者負担額								
			受益者負担額以外の歳入(補助金等)			1,895					
		(a) - (b) = 一般財源			4,410	1,111	1,067	3,344			
正職員		従事者数(単位:人)			1.05	1.10	1.10	1.30			
		人件費(c)			6,093	6,278	6,278	7,419			
トータルコスト(a)+(c)			12,398	7,389	7,345	10,763					
単位当たりコスト	計算式等 ()/()										
備考											

CHECK	有効性評価	現時点での成果について	1	1 十分な成果が出ている	2 概ね十分な成果が出ている	3 現時点では十分な成果が出ていない	4 成果がほとんど無く、大幅な改善が必要		
		説明	都市計画決定をすることにより、合理的かつ効率的な土地利用ができる。また、市の発展と秩序ある整備に寄与している。						
	現時点での有効性を評価してください	上位施策への貢献度はどうか	1	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い		
		説明	檀原市第3次総合計画及び都市計画マスタープランで示されたまちづくりの方向性を具体的に都市計画に反映している。						
評価	効率性評価 内容や手法を見直すことにより、コストや時間の低減が可能か評価してください	2	1 効率性が高く、これ以上の改善は見込めない	2 効率性が高いが、さらに改善できる余地はある	3 効率性が低く、改善が必要	4 効率性が低いが、改善が見込めない			
		説明	必要な資料等の作成を行い、都市計画の決定を行うものであり、低減余地はあまりない。						
ACTION	この事業について、今後、具体的にどうすることにより、どんな効果が期待できるか記入してください。		都市計画のような市民の権利義務に直接影響を与える行政手続きについては、手続きの透明性や説明責任が課せられる。今後は、市民参加の機会の拡大、都市計画に係る情報公開、市の発展と秩序ある整備が期待できる。						
	修正行動	この事業の今後の方向性を、費用面も含めて記入してください	1	1 拡大する	2 現状のまま継続	3 縮小する			課内優先度
説明			4 廃止又は休止する	5 完了する	都市計画道路の見直し業務が完了したことから、内容を広く周知し、今後の都市計画変更に取り組む。まちづくりの将来ビジョンを確立し、地域の課題に対応した整備等の方針を都市計画マスタープランに反映させる。				

事務事業評価表(平成28年度実施事業対象)

(作成日:平成29年5月28日)

事業の種類を選択してください。⇒		(ソフト(義務))		事業							
PLAN 計画	事務事業名	都市計画法等運用事業									
	担当部名	総合政策部	担当課名	地域創造課	課長名	若森 睦司					
	総合計画の位置付け	目指す都市像(政策)	7	快適な生活を育むまち							
		施策	1	計画的な土地利用の推進							
	総合戦略の位置付け	基本目標									
		基本的方向									
	行革大綱の位置付け	重点項目									
		項目									
		改革名									
	予算事業名	都市計画総合管理費									
事業の開始年度	平成	—	年度	事業の終了予定年度	平成	年度					
対象	市民及び土地利用者			事業の内容説明	都市計画法第53条、第58条の2の規定に基づく許可申請書の受付、審査、許可を行い、都市計画に関する各種証明・明示を行う。路外駐車場の届出について、構造、設置の基準、管理方法等を審査する。公有地の拡大の推進に関する法律の届出(又は申出)対象の土地取引について、買取りの協議を行う地方公共団体等の有無を届出者(申出者)に通知する。国土利用計画法の届出を受理、審査し、意見書を付して県へ送付する。						
事業の目的	計画的な土地利用を推進するため、関係法令に基づく許可や届出の受理及び指導等を行い、各法令の基準に適合させることを目的とする。										
妥当性評価	なぜ市が関与しているのか	1 公共性や収益性の観点から、市が関与すべき事業									
		2 市の関与について見直す余地のある事業(民間に事業の一部又は全部を委ねる余地のあるものや、住民ニーズが低下している等、社会情勢の変化によるものなど)									
市の関与の必要性を評価してください	説明										
	やめた場合の影響は	1 非常に大きい	2 やや大きい	3 克服できる範囲内	4 ほとんど無い						
DO 実施	指標の推移	名称及び単位等			27年度	28年度		29年度(総計目標)	30年度	31年度	
					実績	計画	実績	見込み	見込み	見込み	
	成果指標	正確処理割合(%)			100	100	100	100	100	100	
	活動指標①	都市計画法第53条処理件数(件)			20	10	17	10	10	10	
	活動指標②	公拡法処理件数(件)			13	10	10	10	10	10	
	コストの推移 (単位:千円)	財源の内訳			決算	当初予算	決算	当初予算			
		歳出(直接事業費)(a)			1,657	983	1,965	2,078			
		歳入(b)	受益者負担額			467	334	332			334
			受益者負担額以外の歳入(補助金等)			69	35	104			35
		(a) - (b) = 一般財源			1,121	614	1,529	1,709			
正職員		従事者数(単位:人)			1.00	1.70	1.70	1.20			
		人件費(c)			5,803	9,702	9,702	6,848			
トータルコスト(a)+(c)			7,460	10,685	11,667	8,926					
単位当たりコスト	計算式等 ()/()										
備考											

CHECK	有効性評価	現時点での成果について	1	1 十分な成果が出ている	2 概ね十分な成果が出ている	3 現時点では十分な成果が出ていない	4 成果がほとんど無く、大幅な改善が必要			
		説明	土地利用や建築に一定の制限を加え、計画的で良好な土地利用の推進に寄与している。							
	現時点での有効性を評価してください	上位施策への貢献度はどうか	1	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い			
		説明	都市計画マスタープラン等の上位計画と整合を図り、都市の健全な発展と秩序ある整備に貢献している。							
評価	効率性評価 内容や手法を見直すことにより、コストや時間の低減が可能か評価してください	2	1 効率性が高く、これ以上の改善は見込めない	2 効率性が高いが、さらに改善できる余地はある	3 効率性が低く、改善が必要	4 効率性が低いが、改善が見込めない				
		説明	効率的かつ正確に事務処理を進めることが必要となるため、マニュアル化を推進し、処理時間の短縮を図る。							
ACTION	この事業について、今後、具体的にどうすることにより、どんな効果が期待できるか記入してください。		関係法令に基づく許可や届出の受理及び指導等を適正に行うことにより、都市の秩序ある整備や計画的な土地利用を進めることができる。							
	修正行動	この事業の今後の方向性を、費用面も含めて記入してください	2	1 拡大する	2 現状のまま継続	3 縮小する			課内優先度	
説明			4 廃止又は休止する	5 完了する	都市計画法等を遵守し、適正な土地利用を図る。正確かつ効率的で事務処理時間の短縮を図る。					

事務事業評価表(平成28年度実施事業対象)

(作成日:平成29年 5月26日)

事業の種類を選択してください。⇒ (ソフト(義務)) 事業											
P L A N 計 画	事務事業名	開発指導事業									
	担当部名	まちづくり部	担当課名	建築指導課	課長名	浅田 善規					
	総合計画の位置付け	目指す都市像(政策)	7	快適な生活を育むまち							
		施策	1	計画的な土地利用の推進							
	総合戦略の位置付け	基本目標									
		基本的方向									
	行革大綱の位置付け	重点項目									
		項目									
		改革名									
	予算事業名	建築指導監督費									
事業の開始年度	平成		年度	事業の終了予定年度	平成	年度					
対象	開発事業者			事業の内容説明	橿原市開発指導要綱及び開発許可制度等に関する審査基準集(奈良県土木部)に基づき開発行為が適合しているか審査し、公共施設について関係部局と事前協議を行い協定書の締結を行う。また、都市計画法に基づく開発許可が必要な場合は奈良県への経由を行う。工事完了後、事前協議のとおり施工されているかの確認を行う。						
事業の目的	開発事業について、関係法令、要綱及び基準に基づき公共・公益施設の整備、良好な住環境の維持・保全を図り、住みよい街づくりに寄与することを目的とする。										
妥当性評価	なぜ市が関与しているのか	1 公共性や収益性の観点から、市が関与すべき事業									
		2 市の関与について見直す余地のある事業(民間に事業の一部又は全部を委ねる余地のあるものや、住民ニーズが低下している等、社会情勢の変化によるものなど)									
市の関与の必要性を評価してください	説明										
	やめた場合の影響は	1 非常に大きい	2 やや大きい	3 克服できる範囲内	4 ほとんど無い						
D O 実 施	指標の推移	名称及び単位等			27年度	28年度		29年度(総計目標)	30年度	31年度	
	成果指標				実績	計画	実績	見込み	見込み	見込み	
	活動指標①	協定書・覚書の締結			40	—	37	—	—	—	
	活動指標②										
	コストの推移 (単位:千円)	財源の内訳			決算	当初予算	決算	当初予算			
		歳出(直接事業費)(a)			67	273	38	200			
		歳入(b)	受益者負担額								
			受益者負担額以外の歳入(補助金等)								
		(a) - (b) = 一般財源			67	273	38	200			
		正職員	従事者数(単位:人)			1.45	1.20	1.20			1.45
人件費(c)			8,414	6,848	6,848	8,275					
トータルコスト(a)+(c)			8,481	7,121	6,886	8,475					
単位当たりコスト	計算式等 ()/()										
備考											

CHECK	有効性評価	現時点での成果について	1	1 十分な成果が出ている	2 概ね十分な成果が出ている	3 現時点では十分な成果が出ていない	4 成果がほとんど無く、大幅な改善が必要
			説明	事前協議を行うことで開発地域における公共施設の整備がなされ、良好な住環境を構築している。			
	現時点での有効性を評価してください	上位施策への貢献度はどうか	1	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い
			説明	都市計画区域内において都市計画に合致した土地利用の推進がなされている。			
評価	効率性評価		1	1 効率性が高く、これ以上の改善は見込めない	2 効率性が高いが、さらに改善できる余地はある	3 効率性が低く、改善が必要	4 効率性が低いが、改善が見込めない
	内容や手法を見直すことにより、コストや時間の低減が可能か評価してください		説明	申請は不定期であり、常時対応者が必要である。確認審査は最低二人必要である。			
ACTION	この事業について、今後、具体的にどうすることにより、どんな効果が期待できるか記入してください。		良好な住環境をより一層促進するため、開発指導要綱等の見直しを検討する。				
	修正行動	この事業の今後の方向性を、費用面も含めて記入してください	2	1 拡大する	2 現状のまま継続	3 縮小する	課内優先度
説明			4 廃止又は休止する	5 完了する			
		市が直接関与するよう法律や法令で定められた事業。					